

三木市人権・同和教育協議会

三木市じんけんサポート事業

(人権に係る学習活動及び視察・交流研修支援事業要項)

【趣旨】

「人権」に係る多様な学習機会をより充実させるために、講演会等の学習活動及び視察・交流研修に係る経費の一部を補助し、各組織・団体における主体的な学習活動を積極的に支援する。

【補助対象となる団体】

三木市人権・同和教育協議会の趣旨をふまえて学習活動を行う組織・団体
(三同教加盟団体<PTA・老人クラブ・企業など>及びその他の団体)

【補助対象項目】

(学習活動に係る費用)

- ・ 講師料
- ・ チラシ作成費
- ・ 印刷製本費
- ・ 消耗品費
- ・ 通信費（郵送料など）

(視察・交流研修に係る費用)

- ・ バス借上げ代
- ・ 高速道路などの通行料金、駐車料金
- ・ 公共交通機関利用に係る交通費（電車代、バス代）
- ・ 入館料
- ・ 保険料

その他、学習活動及び視察・交流研修に係る費用

※お茶代など飲食にかかわる費用や個人に帰するものにかかわる費用については補助対象外とする。

【補助について】

学習活動及び視察・交流研修に係る経費を補助する。

ただし、「三同教講師謝礼の基準表」に基づき予算の範囲内において1事業につき25,000円を限度とする。なお、原則として1団体1事業とする。

【補助の併用の禁止】

この補助事業を利用する場合、県・市などの人権に係る学習活動及び視察・交流研修を目的とする補助事業との併用はできない。

【補助事業の流れ】

補助申請組織・団体	三木市人権・同和教育協議会事務局
<p>①事業計画（予算）を立て申請 提出書類 ・申請書（様式1）</p>	<p>事業に係る経費について 精査し、補助額を決定</p>
<p>②補助金の受け取り ・印鑑を持参し、補助金を下記の 事務局まで受け取りに来てくだ さい。</p> <p>事業の実施</p>	<p>補助決定額の通知</p>
<p>③事業終了後、報告書を提出 提出書類 ・実績報告書（様式2） ・領収書の添付（様式3）</p>	<p>事業結果により、補助金に過不足が ある場合は精算を行います。</p>

【備考】

万一、交通事故等が発生した場合、三木市人権・同和教育協議会はその責任を負いません。事前に保険等に参加するなどの対策を講じてください。

【申請先・問い合わせ先】

三木市人権・同和教育協議会事務局

（三木市市民生活部人権推進課）

〒673-0501

三木市志染町吉田823 三木市立総合隣保館

Tel 82-8388 Fax 82-8658